

社会保険料の労使折半に関する比較法的考察

——ドイツにおける議論を例に——

津 田 小百合

はじめに —問題設定とその意義—

本特集の共通テーマである「税制と社会保障」の問題を考えると、(社会保険のあり方あるいは)社会保険財政の問題を避けて通ることはできない。近年の社会保障制度改革をめぐる議論の中でも、何らかの財政的なてこ入れの必要性に触れないものはなかったと言ってよい。その中では、例えば、現在のような社会保険制度を基盤とするシステムは限界を迎えようとしており、高度経済成長を遂げ少子高齢社会が到来した現在のわが国において、今後の社会保障制度は、税を財源とする基本的生活保障を確実に整備するべきである、といった議論も多く、多くの論者によってなされた。また、それとは別に、保険料の使途をめぐる不祥事なども影響して、保険とは関係のない目的のために保険料が使用されることに對し不満の声もあがり、国民の不信感を高めてしまったことも、記憶に新しい。

このように、国民の間で社会保障制度への関心が高まったことを背景に、近年、わが国の社会保障制度をめぐる、将来にわたって「持続可能な制度」をめざし、税や保険料等の負担と給付のあり方を含めた、一体的見直しに向けての議論が進んでいる。この問題に関し、「社会保障の在り方に関する懇談会」(官房長官の私的懇談会、宮島洋座長)は、2006年5月26日に最終報告書「今後の社会保障の在り方について」をまとめた。同報告書によれば、社会保障についての基本的考え方として、「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせによる福祉社

会の形成を基本に据えるべきであるとされている。ここでいう「共助」のシステムの代表が社会保険制度であり、報告書では、今後の社会保険制度への公費負担の比重が高まることを予測しつつも、社会保険においては、今後とも、保険料の労使折半を原則とすることが確認されている。

したがって、今後も、社会保険において使用者が果たす役割は、システムを支える財政に深く関わるものであり、その意義は軽視できるものではない。ところが、使用者は、保険制度維持にとって重要な役割を担わされている反面、その根拠や責任範囲などについて十分に議論されることもなく、保険システムの中での位置づけが不明確なままにされてきたように思われる。

そこで、本稿では、比較法的観点から、ドイツにおける社会保険財政をめぐる議論、なかでも、使用者の保険料負担義務に関する議論を紹介する。ドイツの社会保険制度は、労災保険(社会法典第7編、以下 SGBVII と表記する)、疾病保険(同第5編、以下 SGBV と表記する)、年金保険(同第6編、以下 SGBVI と表記する)、雇用保険(同第3編、以下 SGBIII と表記する)、介護保険(同第11編、以下 SGBXI と表記する)の5本柱で構成されており、社会保険システムに要する費用は、被保険者たる被用者とその扶助のためにその事業主が負担するのが原則とされている(労災保険を除く)。保険料の金額は、保険料率と保険料算定基礎から計算され、「原則として」保険料は労使折半で負担する¹⁾。また、事業主は、被用者負担分も合わせた総保険料を保険者に納付する義務を負っており(社会法典第4編(以下 SGBIV と表記する)28e条)、社会保

険料の負担・納付に関する規制は日独両国において極めて類似している。

しかしながら、社会保険財政をめぐる議論がなされる際には、両国の対応に違いが生じる。ドイツにおいては、社会政策的・政治的・経済的分析のみならず、それを法的な問題として構成し議論が展開されている点に特徴がある。とりわけ、使用者保険料をめぐる議論では、社会保険料を使用者に負担させることにより、使用者の享受する基本権が過度に制限されることにならないかという点が憲法上の問題として論じられる。すなわち、使用者の享受する基本権をめぐる、保険料負担義務の賦課によって制限されることが許される介入の余地がどこまでであるのかを画定することにより、制度設計に際しての限界(枠組み)を憲法上画定するのである。この問題について参考となるのが、ドイツ社会的介護保険制度の創設をめぐるなされた憲法論議である²⁾。さらに、その上で、使用者の保険料負担義務がなぜ法的に正当化できるのか、その根拠についての議論が展開されているのも興味深い点であろう。これらの、また、それに関するドイツにおける法的議論を整理・紹介することにより、わが国における社会保険における使用者の保険料負担について、法的な議論を遂行する上での一助としたい。

I 社会保険料の使用者負担をめぐる 憲法上の問題

ドイツにおいて、社会保険への使用者負担をめぐる法的議論がなされる際、まず第一に展開されるのが、そもそも立法者が使用者に保険料を課す制度を形成することが憲法上許容され得るのか、という点である。これについては、ドイツ介護保険制度の導入の際にも議論されたように、形式的および実質的要件の2つから判定がなされている。

1 立法権限

形式的憲法適合性判断にあたっては、そもそも連邦が社会保険制度を構築する上で、その立法権限を有しているのか否かという点と、そのことを前

提に、連邦が一般に社会保険制度をどの程度まで構築することが可能であるかという点との2つが問題となる。

ドイツ連邦共和国基本法(以下GGと表記する)74条12号によれば、連邦制を敷くドイツにおいて「社会保険」制度を構築するのは、連邦立法者の権限とされている³⁾。したがって、連邦立法者が使用者に保険料を課す制度を構築しようとする際には、それを「社会保険」制度としての性格が与えられるように設計しなければならない。

連邦憲法裁判所は、「社会保険」概念を、事案の性質上社会保険とみなされるすべてのものを包括する憲法上の類概念であると解している⁴⁾。したがって、「社会保険」制度として正当化されるには、給付の本質的構成要素である組織・リスク・給付・その他に関し、古典的「社会保険」制度と同様の構造を持つことが要請される。

この立法権限が使用者保険料負担の文脈で語られる場合は、連邦の保険料徴収目的と保険料用途が「社会保険」の性格に適合しなければならないという形で議論されることになる。連邦憲法裁判所は、社会保険料が他の一般的な国家財政目的に用いられてはならないとの見解を示しているが⁵⁾、しかしながら、このことが、直ちに、保険料が保険集団間の連帯とは異なる目的のために再分配されることを一切禁止するということにはならない、と解されている。というのも、仮に保険料が連帯とは関係のない目的のために使用されることが違憲であると解されるならば、そもそも、「社会保険」制度の原型をなす、伝統的に形成されてきた「社会保険」分野も、もはや「社会保険」制度とは呼べなくなり、原型が違憲であるという論理的に矛盾する事態を生むことになってしまうからである⁶⁾。むしろ、保険料として徴収した資金を保険とは関係のない目的のために使用することがどの程度まで許容されるのかについては、別途連帯原理の視点から画定されなければならない問題ではあるが、しかし、このことは、使用者が法定された保険料の一部を負担すること自体に直接問題を提起するものではない⁷⁾、とされている。

2 使用者の基本権侵害

次に、社会保険料を使用者に課することによって使用者が享受する基本権が過度に制限されていないかという、実質的憲法適合性が問題となる。立法者が新たに社会保険制度を導入することにより使用者の基本権が侵害される可能性があるという場合、問題となる基本権としては、GG14条1項の保障する所有権とそこから導き出される営業の権利、GG12条1項の保障する職業の自由、GG2条1項の保障する一般的行為自由、そして、GG3条1項の平等原則がある。これらの各基本権については、防禦権としての基本権の制約に対する合憲性判断が、三段階論証手続を通じて行われる⁸⁾。以下では、ドイツ介護保険制度導入をめぐる行われた使用者保険料負担に関する議論の概要を紹介する。

(1)まず、GG14条1項で保障される所有権の侵害可能性についてである。これについては、そもそも同条が、国家から課される金銭拠出義務に対する保護をも含むのかどうかの問題とされる。連邦憲法裁判所は、原則として、同条を公法上の金銭拠出義務に適用することを否定しているが⁹⁾、「金銭拠出義務が負担義務者に過度に課され、その財産状態が根本的に侵害されている場合」には、例外的に所有権保障違反が問われる可能性を認めている¹⁰⁾。しかし、使用者の保険料負担義務がこの例外に該当するか否かについて、学説の多くは、①企業の存立は、賃金付随コストだけでなく、生産性や労働力の質、インフラなどの他の要素によっても左右されるため、金銭拠出義務だけで企業の存立を危うくするとは必ずしも言えないこと、②GG14条は、所有権保護に関してのみ財産を保護するものであり、財産そのものに存立保障を及ぼすものではないこと、③同項2文に所有権保障に対する一定の留保が予定されていること¹¹⁾などを理由に、公法上の金銭拠出義務としての社会保険料負担義務を同条の保護領域に含めず、その限りで使用者は所有権上保護されないとしている¹²⁾。

(2)次に問題となるのが、GG12条1項で保障される職業の自由の侵害可能性である。

連邦憲法裁判所は、公法上の金銭拠出義務が、

結果として、「職業の遂行と密接な関係にあり、客観的に見て、職業規制的な傾向を明らかに認識させるような場合¹³⁾」には同条違反が問われることになる、としている。しかし、使用者の社会保険料負担は、社会保険に必要な財源を徴収・確保するという目的のために採用された方法であり、企業活動への侵害は、この方法によって「最終的に」もたらされる可能性のある間接的影響に過ぎず、保険料負担と職業の遂行とが「緊密な」関係にあるとは言い難いことなどから、使用者の保険料負担義務への同条の適用は否定されている¹⁴⁾。

(3)憲法上個別に列挙されている基本権保障が妥当しない場合、包括的基本権の適用が問題となり得る。ドイツにおいては、GG2条1項に規定される「人格の自由な発展の権利」がそれに該当し、同条は、あらゆる生活領域に関する行為の自由を保障するものと解されている(一般的行為自由説)¹⁵⁾。使用者の経済活動の自由を制限することとなる保険料負担義務が憲法に照らして正当化され得るかについては、①目的と手段が正当性を有しているか、②目的と手段が比例関係にあるか否か、という2点から判断される。まず①に関する判断に重要な役割を果たすのが、社会国家原理である。すなわち、立法者が個人の生存に寄与するような共同体秩序を形成しようとする場合、その措置は社会国家原理に基づき正当化されるとされており、社会保険の目的が社会的需要のカバーに向けられている限りにおいて、その目的を達成するために設けられた使用者の保険料負担は正当化されることになる。したがって、問題は②の比例原則に合致しているかどうかということになるが、使用者の保険料負担の目的は、保険を運営する上で不可欠な資金の援助を求め、伝統的な社会保険への使用者保険料制度の維持を図るという点にあることから、一定の社会的・経済的必要性が認められ、また、保険料負担義務によって被る使用者の不利益は、比較的小さなものと考えられており、したがって、使用者の保険料負担義務が、比例原則を遵守している限りにおいて、企業活動の自由への介入が正当化されることとなり、GG2条1項違反は否定されることになる¹⁶⁾。

(4) 憲法上最後に問題となるのは、使用者の保険料負担義務によって基本権として保障される「自由」を侵害しないとしても、GG3条1項に規定する「平等」原則に違反しないかという点である。連邦憲法裁判所は、「2つのグループの間に、不平等取扱いを正当化し得るような性質(Art)及び程度(Gewicht)の相違がないにも拘らず、一方の規範名宛人が、他の規範名宛人と比較して異なっており取り扱われる場合」に、同条違反になるとしている¹⁷⁾。したがって、保険料負担義務については、使用者グループが、一般的な税負担以外に特別な負担を課せられていない他の私人グループとの間で合理的な理由なく不平等に取扱われていないかが問われることとなる¹⁸⁾。これについては、芸術家社会賦課金(Künstlersozialabgabe)についての判決で、連邦憲法裁判所は、「ある私人が、他の私人とは異なっており、自らの納税義務を超え、彼自身にも彼のグループにも役に立たず、むしろ社会的均衡および再分配を目的とした賦課金を課されることに関する客観的に明白な理由が示されなければならない¹⁹⁾」としている。社会保険の使用者保険料は、社会的調整および再分配を意図したものであるから、これには常に特別の正当化理由が必要とされるのである。この特別の正当化理由については、さまざまに議論されているが、後述するように、連邦憲法裁判所および学説の多くは、使用者と被用者との間の労働関係に基づく配慮義務(Fürsorgepflicht)にそれを見いだし、平等原則違反にならないとしているのである。

以上見たように、ドイツ介護保険制度導入に関連して展開された、使用者保険料負担の合憲性に関する議論では、連邦憲法裁判所および多数説は、おおむね肯定的な見解を示している。したがって、これらの見解に従えば、立法者が、社会保険という形式で使用者に保険料負担義務を課するような制度を構築することは許されることになる。

II 使用者保険料の法的正当性に関する議論

Iで概観した使用者の保険料負担義務の合憲性

に関する議論から言えることは、使用者の保険料負担義務には、それが使用者の享受する基本権を決定的に奪うほどのものであってはならないという一応の限界が存在する、ということが明らかになったことである(「立法者が何をしてはならないのか?」)。しかし、このことは、そもそもなぜ使用者に保険料負担義務を課することが正当化されるのか、という問いに直接応えるものではない(「なぜ使用者が保険料を負担しなければならないのか?」)。ドイツにおいては、この問いに応えるべく、さまざまな観点からの議論がなされているが、本稿では、その中でも、前述したGG3条1項の平等原則との関係で論じられた使用者の被用者に対する配慮義務(Fürsorgepflicht)に着目した議論に限定して、紹介することとしたい。

1 連邦憲法裁判所による使用者保険料の正当化理由

使用者による社会保険料負担が、いかなる理由で正当化され得るのかという問題について、ある程度方向性を示したと言い得るのが、前述した芸術家社会賦課金に関する連邦憲法裁判所の判決である。そこでは、「ある私人が、他の私人と異なっており、自らの納税義務を超えて、彼自身にも彼のグループにも役に立たず、むしろ社会的均衡および再分配を目的とした賦課金を課されることに関する客観的に明白な理由が示されなければならない²⁰⁾」とされている。したがって、社会的均衡および再分配を目的とした賦課金である社会保険料を使用者に課すことには、常に特別の正当化理由が必要とされるのである。この特別な正当化理由について、一部学説では、被保険者と納付義務者とのグループ同質性が必要であるとの見解が示されていたが²¹⁾、連邦憲法裁判所は、この見解に与せず、むしろ、歴史的に発展してきた社会生活関係(Lebensverhältnis)における納付義務者と被保険者との間の特別な連帯関係および責任関係に、負担の正当性を見出そうとしている。そして、この特別な関係が発生する例として、継続的に遂行された労働関係を挙げる²²⁾。すなわち、連邦憲法裁判所は、社会保険料を使用者に負担させることの

正当性を、使用者と被用者との間の労働関係およびそこから生じる配慮義務(Fürsorgepflicht)に見出しているのである。

学説においても、被用者のための使用者の保険料拠出義務の法的根拠を、特別な連帯関係および責任関係である労働関係から生じる配慮義務にあるとする説が一般的である²³⁾。しかしながら、これらの見解も、詳細に検討してみると、その配慮義務の射程範囲・程度についての捉え方が違うことが分かる。すなわち、①社会保険制度の主たる目的とされるリスクと労働との関係性が希薄である領域にまで、使用者の配慮義務は及ばない、とするものと、②使用者保険料は、従来より、保険がカバーするリスクと被用者の活動との因果関係の存在によって正当化されてきたわけではないため、リスクと労働との関係分断を理由に使用者の配慮義務を限定的に捉えるべきでない、とするものに分けられる²⁴⁾。

2 否定説の根拠

それに対して、使用者の被用者に対する配慮義務に使用者保険料の正当性を認めない見解は、その理由として以下の3つを挙げる。すなわち、①法理論上の構造的問題が生じること、②労働関係と社会保険法上規定されている就業関係とが必ずしも一致するものではないこと、③給付規定と保険料負担とが切断されている、という3点である。

①については、使用者の配慮「義務」は、それが労働契約のカバー領域にある限りにおいて、被用者の配慮に関する「請求権」に相当するが、これを拡大解釈すれば、被用者が使用者に対し社会保険への使用者保険料納付請求権を有することとなる。しかし、法律上、被用者は、使用者に対し、そのような請求権を持つものではなく、例えば、疾病保険においては、使用者が保険料を納付しなかった場合、使用者はその被用者ではなく、疾病保険主体に責任を負うことになっている。つまり、労働契約の一方の当事者が他方に対し「何らの請求権も持たない」ところに、「義務は発生し得ない」のであるから、使用者分担分の納付を労働契約上

の配慮義務の発露として理解することは困難となる²⁵⁾、というのである。

②については、社会保険法上の被保険者は、「有償の職務を執行している」(SGBIV 2条2項1号、SGBV 5条1項1号、SGBVI 1条1号、SGBXI 20条1項1号)ことを結合点として定められているのであるから、問われなければならないのは、社会保険法上就業関係が存在するか否かである。労働契約関係と就業関係の多くが実質的には同じ現象を示しているからといって、両者を同じものとみなして、労働契約の付随義務から社会保険法上の義務を根拠付けることはできない、とするのである。すなわち、就業関係の開始および終了は、(労働契約とは異なり、)労働契約両当事者の意のままになるわけではなく、その就業関係の開始および終了に、保険加入義務の開始および終了が結び付けられている。そして、保険加入義務やそれに伴う保険による保護の発生が、公法的な性格を有し、かつ強制的なものであることに鑑みれば、配慮義務に使用者保険料の正当性を求めると、私法上の契約たる労働契約から生じる付随義務(配慮義務)が、基本権を侵害する公法上の権原へと姿を変えることになってしまう、という疑念があるのである²⁶⁾。

③については、既存の社会保険制度において、請求権規定の構成要素として、使用者による被保険者資格の届出および保険料納付というメルクマールが入っていないものが多い²⁷⁾。これは、保険による保護にとって保険料負担が構造的な要素ではないことを示している。つまり、使用者保険料は、従来より、保険がおよぶリスクと被用者の活動との間に因果関係が存在することによって正当化されてきたわけではない。したがって、保険料によってカバーされるリスクと労働関係との間に因果関係があるかどうかというファクターは重要ではないということとなり、使用者の配慮義務を保険料負担の根拠とすることはできなくなる、という。また、一方で使用者の保険料負担義務の根拠を配慮義務に求めながら、他方で未納により被用者に何らの損害も発生しないからといって、使用者による保険料未納が配慮義務違反を意味するものではないとすることは、論理矛盾になる、ともいわれる。

3 肯定説と否定説の近接化

以上、使用者の保険料負担義務の正当性を使用者の配慮義務に見いだすことに対する肯定説・否定説それぞれの論拠を概観したが、配慮義務に正当性を見出しつつもその射程範囲を広く捉える立場(上記1の②)と否定的立場(上記2)は、論理展開自体について、(特に1の②と2の③などは)極めて近接していることが見て取れるであろう。通説・実務は、肯定説に立っているとはいえるものの、この論争で取り上げられた諸論点については、結論はさておき、使用者の保険料負担義務について考察していく上で、重要な手掛かりを提供しているといえよう。

III 社会保険料と被保険者の所有権保障

以上見てきたように、ドイツにおける使用者への保険料負担義務の賦課に関しては、まず「立法者が何をしてはならないのか」について、古典的な社会保険の性格を有するものとして制度設計する限りにおいて、使用者に保険料負担義務を負わせること自体に憲法上の問題は生じないことが分かった。また、「なぜ使用者が保険料を負担しなければならないのか」については、平等原則についての論証過程で、使用者の被用者への配慮義務による基礎付けがなされようとし、それをめぐって議論がされていることも確認された。

ドイツにおいては、このように法的に許容され基礎付けられる使用者の保険料負担について、経済学的観点からすれば「賃金構成要素」として見られることの多い使用者の負担が、被用者にとって法的に保護されるか、という議論もなされる。つまり、年金請求権や年金期待権が所有権保障(GG14条1項)の保護の下にあるか、という形の法的議論が行われるのである。これについて、連邦憲法裁判所は、いわゆる個人的関係が存在することを前提に肯定している²⁸⁾。ここでいう個人的関係とは、年金請求権や年金期待権の範囲や憲法上の対抗力が被保険者の個人的な労働提供によって共同決定されるという関係のことを指す²⁹⁾。つまり、所有者の権限(正当性)は、所有権者としての地位のた

めの特別な保護根拠として認められた自己の貢献(拠出)と関係があることになる。この自己貢献(拠出)に対し、裁判所は、被保険者の保険料が考慮に入れられるだけでなく、第三者によって被保険者のために社会保険主体の財政に流れ込んだものについても考慮に入れられるとした³⁰⁾。したがって、使用者負担分は、それにより所有権上重要な意味を持つ被用者の自己貢献(拠出)に加えられることとなるのである。

この見解は、社会保険料が「賃金構成要素」であるという経済学的評価に、法的な裏付けを与える結果を導くことになる。しかしながら、連邦憲法裁判所の見解については、多くの議論があり得るため、その検討は今後の課題とさせていただき、今回は、同裁判所の結論に言及するのみとしたい。

おわりに

これまで、ドイツにおける使用者の保険料負担義務に関する法的論争について概観してきた。それは、保険料負担義務について、「立法者が何をしてはならないのか」、「なぜ使用者が保険料を負担しなければならないのか」、そして、「なされた負担について被用者はどのように法的に保護されるのか」、ということに関するものである。したがって、それらは、なぜ使用者が被用者の保険料の「半分」を負担しなければならないのかという問いに応えるものではない。つまり、ドイツにおいても、「なぜ半分であるのか」という問いに対し法的にそれを根拠づけることは困難であるということである。これは、長きにわたって培われてきた労使間の連帯関係という社会保険の歴史に根付いた公序とでも言うべきもののなのであろう。そして、実際、ドイツにおいて、使用者負担分を減少させたり、あるいは負担義務そのものを排除しようとする議論は、現在のところ、優勢になっていない。むしろ、社会制度は、その時々、社会的状況、国民意識、社会政策的・労働政策的な意図などにより、変化していく運命にある。それはドイツにおいても例外ではなく、介護保険制度の創設、イレギュラーな保険料負

担システムの導入(例えば、僅少稼得労働者への年金保険および疾病保険適用と使用者による保険料負担など³¹⁾)など、伝統的な社会保険システムに修正を加えつつ現在に至っている。しかしながら、これらの修正は、「半分」負担も含めた従来の社会保険システム維持を目的に講じられたものであると評価することもでき、さまざまな困難にぶつかりながらも、ドイツ社会保険制度においては、いわゆる一般被保険者の保険料について、使用者も折半負担する義務を負うという資金調達の方法が、伝統として守られてきた。

わが国の社会保険制度も、保険財政問題を抱え岐路に立たされているが、ドイツにおける保険料負担に関する法的枠組み論には傾聴すべき点も多く、今後のわが国の社会保険制度をめぐる議論にも参考になる点もあろう。また、既存の「伝統」の維持についての努力からも、学べる点が多くあろう。ドイツにおける今後の議論や制度の動向を見守りたい。

注

- 1) 保険料の労使折半に関する規定として、SGBIII 346条1項、SGBV 249条1項、SGBVI 168条1項、SGBXI 58条1項参照。
- 2) 詳細については、津田(2000)を参照されたい。
- 3) GG74条には、連邦の競合的立法権限のカatalogが列挙されている。その12号において、「経営組織・労働保護及び職業紹介を含む労働法、並びに失業保険を含む社会保険」が挙げられており、社会保険に関する立法の連邦優位が明記されている。
- 4) BVerfGE 11, 105 (112)。
- 5) BVerfGE 14, 312 (318); 75, 108 (148)。
- 6) Fuchs (1997), S.96。
- 7) Fuchsは、「一般に、保険料がどのような目的で使われるかは、社会政策的考慮、保険主体の裁量の問題であり、それ自体を理由として保険システム全体を違憲とすることはできない」としている。同様の指摘に、Kleemann (1998), S.120.がある。
- 8) ドイツにおける防禦権制約の合憲性判断の際に用いられる三段階論証手続については、松本(1994)参照。
- 9) BVerfGE 4, 7 (17)。
- 10) BVerfGE 14, 221 (241); 70, 218 (230); 78, 232 (243)。
- 11) GG14条には、「所有権には義務が伴う。その行使は、同時に公共の福祉に役立つものでなければならぬ」と規定されている。
- 12) Kleemann (1998), S.179, 182; Weingarten (1996), S.23。
- 13) BVerfGE 13, 181 (185f.); 37, 1 (17); 37, 121 (131); 75, 108 (153f.)などがある。
- 14) Kleemann (1998), S.183; Maschmann (1991), S.305。
- 15) 戸波 (1993), 赤坂 (1987) 参照。
- 16) 使用者の社会保険料負担が比例原則を遵守しているかどうかの判断に重要な視点を提供しているのが、介護保険導入時の議論である。すなわち、介護保険への保険料負担を負うことで使用者が被る不利益の大きさを判断するにあたって、使用者の負担軽減措置として、州の法定祝日を1日削減されたことが考慮された点である(津田(2000)参照)。このことは、今後、社会的経済的状況が劇的に変化しない限り、新たに社会保険制度を創設しようとする場合、使用者に対し、何らかの負担軽減措置が講じられなければ、比例性判断に際して否定的な判断がなされる可能性を示唆しているとも言えよう。
- 17) BVerfGE 55, 72 (88); 68, 287 (301); 70, 230 (239)など多数。
- 18) Kleemann (1998), S.190f.
- 19) BVerfGE 75, 108 (157)。
- 20) BVerfGE 75, 108 (157)。同様の指摘をするものに、BVerfGE 55, 274 (305ff.); 67, 256 (276f.)などがある。そこでは、「ある賦課金(Abgabe)を課することが同一のグループを作り出し、彼らが賦課金徴収で追求される目的のために特別な責任関係に立っていない限り、賦課金はグループのために使われなければならない」と指摘されている。BVerfGE 75, 108.の詳細については、倉田(1999)参照。
- 21) Isensee (1973), S.42f.
- 22) 連邦憲法裁判所は、「特別な責任によって刻印付けられた関係は、例えば、継続的に遂行され一体化された労働関係、あるいは、文化歴史的に発展してきたいわば象徴的な性質を持った特別な関係から生じ得る」としている(BVerfGE 75, 108 (158).)。
- 23) Kraus (1980), S.115f.; Maschmann (1991), S.306; Kleemann (1998), S.192f.
- 24) Kraus (1980), S.130ff.; Kleemann (1998), S.195ff.; Fuchs (1997), S.102. Kleemannは、社会保険料の使用者負担は、社会保険制度が成立当初から有する大きな特徴であり、社会保険財政の「組織的克服」を意味することを強調する(Kleemann (1998), S.195f.)。
- 25) Schnapp (2005), S.5.
- 26) Schnapp (2005), S.6. このことはSGBX 32条の規定内容にも合致すると言えよう。この規定によれば、社会給付受給権者の不利になるような社会

法典上の規定に反する民法上の取り決めは、無効であるとされている。

- 27) このことは、とりわけ現物給付を前提とする疾病保険や介護保険に当てはまる。例えば、法定疾病保険では、疾病金庫に対する給付請求権の要件は、加入者であること(Mitgliedschaft, SGBV 19条)あるいは被保険者資格(Versicherteneigenschaft)を有することとなっている。他方、年金保険では、例えば、老齢年金の要件は、65歳に達していることと待期期間(Wartzeit, 通常、保険料納付済期間と代替期間の合算期間が5年)を満たすこととなっている(SGBVI 35条)。
- 28) BVerfGE 53, 257.
- 29) BVerfGE 53, 257 (291).
- 30) BVerfGE 69, 272.この判決に関連して、年金受給権及び期待権への財産権保障と財政上の給付抑制との関係について、田中(2005)25頁以下参照。
- 31) SGBV 249b条1文, SGBVI 172条3項参照。この1999年社会法典改正については、緒方(2000)に詳しい。また、これ以外に、SGBVI 172条1項もこの部類に入る。同条は、使用者が、SGBVI 5条4項に基づき保険加入免除と保険料免除を受けている被用者について(老齢年金受給者など)、法定年金保険料の使用者負担分を納付しなければならない旨を規定している。さらに、SGBIII 346条3項(満65歳を超えたため保険免除となった被用者に関する連邦労働局への雇用保険料負担義務)も同様である。これらの規定は、とりわけ労働市場政策的な手段としての性格を有している。すなわち、使用者が、すでに法定年金保険による保護を受けているため保険免除となっている労働力を、保険免除によって得られるコスト上の利点を理由に雇用し、それによって、ライバル企業に対し、正当な理由のないコスト面での優位性や競争上優位な立場を獲得することを防止するのである。

参考文献

- Friauf, Karl-Heinrich (1980), *Eigentums garantie und Steuerrecht*, DÖV.
- (1991), *Arbeitgeberbeiträge zu einer sozialen Pflegeversicherung?*, DB.
- Fuchs, Maximilian (1997), *Verfassungsrechtliche Grundlagen*, Bertram Schulin (Hrsg.), *Handbuch des Sozialversicherungsrechts Bd.4 Pflegeversicherungsrecht*, Verlag C.H.Beck.
- Isensee, Josef (1973), *Umverteilung durch Sozialversicherungsbeiträge*, Duncker & Humblot.
- Kleemann, Georg (1998), *Verfassungsrechtliche Probleme der sozialen Pflegeversicherung und ihrer*

Finanzierung, Erich Schmidt Verlag.

- Kraus, Peter (1980), *Fremdlasten der Sozialversicherung, VSSR*.
- Maschmann, Frank (1991), *Der Arbeitgeberbeitrag zur Gesetzlichen Pflegeversicherung — eine verfassungswidrige Fremdlast?*, SGB.
- Pieroth, Bodo/Schlink, Bernhard (1995), *Grundrechte, Staatsrecht II*, 11. überarbeitete Auflage, C. F. Müller Verlag.
- Schleyer, Hanns-Eberhard (1991), *Handwerk für Pflegeversicherung auf privatrechtsrechtlicher Basis*, Krankenversicherung.
- Schnapp, Friedrich E. (2005), *Die rechtliche Legitimation des Arbeitgeberanteils in der gesetzlichen Krankenversicherung*, SGB.
- Weingarten, Helmut (1996), *Die Beitragspflicht der Arbeitgeber und Arbeitnehmer zur sozialen Pflegeversicherung unter grundrechtlichen Blickwinkel*, Peter Lang.
- 赤坂正浩(1987)「人格の自由な発展の権利」『法学』50巻7号。
- 井上典之(1996・1997)「平等保障の裁判的実現(二)(三) — 平等審査の方法とその権利保護 —」『神戸法学雑誌』46巻1号, 4号。
- 緒方桂子(2000)「社会保険非適用限度内就業と社会保険財政の問題 — いわゆる 630 マルクジョブに関するドイツ社会法典の改正とその意義 1・2」『賃金と社会保障』No.1275・1276。
- 倉田原志(1999)「社会保険分担金の合憲性 — 芸術家社会保険法決定 —」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの最新憲法判例』, 信山社。
- 嶋崎健太郎(1999)「性同一性障害者の年齢による名の変更制限と平等原則」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの最新憲法判例』, 信山社。
- 田中耕太郎(2005)「ドイツの年金改革 — 日本の年金改革の論点との関連を中心に —」『社会保障法』第20号, 法律文化社。
- 津田小百合(2000)「ドイツ介護保険における使用者の保険料負担義務とその合憲性 — 社会保険法上の使用者の位置づけ —」『社会システム研究』第3号。
- 戸波江二(1993)「自己決定権の意義と射程」芦部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義の展開(上)』, 有斐閣。
- 松本和彦(1994)「基本権の保障と制約に関する一考察(一)(二)」『民商法雑誌』111巻1号・2号。
- 丸山敦裕(1999)「包括的基本権条項から導かれる権利の射程 — 一般的行為自由の保障とその外縁 —」『阪大法学』48巻6号。

(つだ・さゆり 北九州市立大学助教授)